

## 佐世保工業高等専門学校図書館利用要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐世保工業高等専門学校図書館利用規程第4条第3号の規定に定める者が、佐世保工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2 図書館を利用することができる者は、図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「利用者」という。）とする。

(利用の範囲)

第3 利用者が利用できる図書は、図書館備付けの図書とする。

2 利用者は、前項に掲げる図書を所定の場所で閲覧し又は貸出しを受けることができる。

(利用時間)

第4 利用者が図書館を利用することができる時間は、本校が定める図書館の開館時間内とする。

(利用手続)

第5 利用者は、図書館を利用しようとするときは、「図書館利用願」（別記様式第1号）を提出するとともに、身分を証明する証書を提示のうえ、「図書利用カード」（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 利用者は、図書館の入館に際しては、「図書利用カード」を図書館職員に提示しなければならない。

3 利用者は、図書の貸出しを受けるときは、「図書利用カード」を添付して図書館職員へ申出なければならない。

(遵守事項)

第6 利用者は、図書館職員の指示する事項を遵守しなければならない。

(弁償義務)

第7 利用者は、図書を汚損、破損若しくは紛失したとき、又は施設設備若しくは備品等に損害を与えたときは、弁償しなければならない。

(利用中止等)

第8 この要項に違反した利用者は、直ちに利用を中止し、退館しなければならない。

(規則の準用)

第9 この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、佐世保工業高等専門学校図書館利用規程（平成16年4月1日制定）を準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年8月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。